

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月25日(水) 午後1時30分から午後2時45分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	飯塚真砂美		7番	飯塚輝雄	(会長代理)
2番	小林容彰		8番	大貫勇一	
3番	中島牡雄	(会長)	9番	木村俊之	
5番	平井紘一		10番	爲ヶ井晴一	
6番	儘田實		11番	川田英之	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農用地利用集積計画(案)について
(埼玉県農地中間管理機構に対する賃借権設定)
- 議案第4号 農用地利用集積計画(案)について
(埼玉県農地中間管理機構に対する使用貸借権設定)
- 議案第5号 農用地利用配分計画(案)について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗原繁
事務局次長 野口武士
主任 高見直輝 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、8月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	11番 川田英之委員、1番 飯塚真砂美委員のご両人をお願いします
	す。なお、本委員会への欠席通知は、ございません。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願い
いたします。	
事務局	事務局より説明いたします。
1 番	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明
	いたします。受付番号367号では、譲受人と譲渡人は親子となっ
	ています。今回、譲渡人である父より農業後継者である譲受人へ経
1 番	営移譲を行うため贈与するものです。申請の事由は、農業経営の拡
	張で問題ないと思われま
	す。そのほか、機械、労働力、技術、耕作
1 番	状況等についても問題がないと思われま
	す。以上により、農地法第
	3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満
1 番	たしていると考えま
	す。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
1 番	受付番号367号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書
1 番	類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、(詳細に説明)です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
1 番	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地
	は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用
	したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑を
1 番	かけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを

	履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑 ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。
	(起立全員)
	起立全員でありますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。
(議案第2号)	引き続き、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についててを議題といたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、受付番号368号から第373号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。368号、369号は、譲受人が同一であり、2件が関連するため一括して説明いたします。368号では、砂利採取のため、369号では、採取表土及び採取した砂等のたい積場、砂利運搬に伴う搬入出通路として、一時転用の申請をするものです。譲受人は、市内に事務所を置き、平成20年から主に土木工事業を行っている法人です。近年では、埼玉県の砂利採取業者登録を行い、業務の拡大を推進しています。申請農地は、砂の出る場所であり、土地所有者である譲渡人の了解も得られました。申請農地は、農用地区域(通称:青地)です。原則として不許可相当ではありますが、例外として申請事由が一時転用であるため、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、許可相当になるものと思われま。370号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、市外のアパートに居住しており、現在の住まいが手狭になってきたため、自分の住宅を考えていました。農地の区分については、申請農地からおおむね300メートル以内に南羽生駅が存在し、原則、農地転用が許可される「第3種農地」と判断しました。371号は、公衆用道路を設けるものです。譲受人は、平成5年から市内で不動産事業を展開している法人です。このほど住宅の分譲を計画し、この計画の中で道路の

	<p>を搬入することができる。前回、隣接地を一時転用して事業をさせていただいた。その時の対応がよく土地所有者の理解が得られた。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
8番	<p>受付番号369号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>弊社は、羽生市内において、主に建設資材を販売しております。今回、地主様とご縁があり、申請地の一部において、隣接している砂採取現場の土砂等の借り資材置場として使用させていただき運びとなりました。また搬入出通路として、申請地の一部に鉄板を敷くスペースをして利用させていただけることになりました。資材置場を利用させていただければ、砂採取現場より出た表土を一時仮置きできて、砂をストックすることができます。また、搬入出通路として土地を利用させていただければ、一般通行車両等に迷惑をかけることなく市道とも接道させることができ、大型ダンプの搬入出ができます。大型ダンプの待機場としても使うことができます。ぜひ、この土地を利用したいと思っておりますので、なにとぞ、ご配慮賜りご許可下されますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
2番	<p>受付番号370号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、私達夫婦は のアパートにて暮らしておりますが、部屋が手狭になり自分たちの家を持ちたいと考えていました。私の勤め先は であり通勤時間は現在より短縮されます。申請地は、北側道路に接しており合併浄化槽後の放流できる道路側溝もあり家が建ち並ぶ集落地です。大きな商業施設が近くにあり買い物が便利です。最寄りの駅まで徒歩5分ぐらいで行ける魅力もあります。以上のような理由より当地を選定し、今般の農地転用許可申請となった次第でございます。何卒お取り計らい下さいますようお願い申し上げます。</p>

	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
10番	受付番号371号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	弊社は、羽生市を中心に不動産業を営んでおりますが、今回羽生市地内にて分譲住宅2棟を計画いたしました。分譲計画において道路の施工を計画いたしました。羽生市との協議の過程で新設道路部分に隅切りを設けてほしいという要望があり、今回農地の一部を公衆用道路として利用させていただきたいと思っております。今回の開発による道路は、施工後は羽生市に管理していただくことになっております。何卒ご許可願いたくよろしくお願いたします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
11番	受付番号372号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、アパートで生活しておりますが、子供も大きくなり、現在のアパートでは手狭となったため、新しく住宅を建築し、生活していきたいと思い、建築可能な土地を探しておりました。私が に勤務しているため、羽生市内で現在の通勤時間とあまり変わらず。また私と妻と来客用で駐車スペースを3台確保できるような土地を羽生市内の市街化区域で探しましたが、売地となっていた物件
	は敷地が狭く、希望の駐車場台数が確保できず、形状も良くないなど条件に合致いたしませんでした。今回、羽生市地内にて希望していた条件に合致する土地を譲っていただけることになりました。こちらの土地であれば、通勤時間もそれほど変わらず、また小学校も近くにあるため子供が生活していくには最適な環境だと思ひ、ぜひこちらの土地に住宅を建築させていただきたいと考えております。何卒ご許可願いたくよろしくお願いたします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
9番	受付番号373号について調査報告いたします。

	<p>担い手等へ貸し出しをするものです。このように行うことで今後、安心・安全な貸し借りができ、かつ、農業経営の拡大も図っていかうとするものです。今回は、この事業を利用して、農地中間管理機構が借受け、次の地域の担い手を確保し、農地の貸し出しを行うための利用権設定となります。表の見方といたしまして、左上から「譲受人氏名」、「譲受人住所」「所有者名」と続き、「対象農地」の情報となります。埼玉県農地中間管理機構に賃借権を設定する計画（案）の合計が表の右下側にございます。新規設定として7件、面積 田 18,989㎡ 畑 3,650㎡ 合計 22,639㎡となっております。埼玉県農地中間管理機構に使用賃借権を設定する計画（案）の合計が表の右下側にございます。新規設定として5件、面積 田 10,849㎡ 畑 1,965㎡ 合計 12,814㎡となっております。以上で、議案第3号・4号 農地利用集積計画(案)についての説明を終了させていただきます。</p>
議長	<p>以上で、事務局の報告が終わりました。委員の退席をお願いいたします。</p> <p>(委員の退席)</p> <p>ただいまの報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第3号及び議案第4号 農用地利用集積計画（案）については、事務局の報告のとおり、決定することに賛成の委員は、「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第3号及び議案第4号については、事務局の報告のとおり決定し、市長に答申したいと存じます。</p> <p>委員の入室をお願いいたします。</p> <p>(委員の入室)</p>
(議案第5号)	<p>続きまして、議案第5号 農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。当該利用配分計画（案）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、羽生市長から意見を求められております。ただし、事案番号49号から185号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の制限に該当する案件でありますので、審議、採決に際しましては、「委員」の退席を求めることとなります。それでは、事務局の報告をお願いいたします。</p>

事務局	<p>議案第5号 農用地利用配分計画（案）について、ご説明いたします。この農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条により、配分計画を作成する場合は、「市は、農業委員会の意見を聞く」ことから、今回の案件となっております。表の見方ですが、一番左側から、農地中間管理機構から農地を借受ける方として「賃借権の設定等を受ける者」、その右側が借受ける農地情報で「賃借権の設定等を受ける土地」、さらに右側が現在の賃借権の設定を受けている者として「左の土地について現に農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けている者」、なお新規で借受ける場合は、空欄となっております。一番右側が、農地の貸し借りの詳細として「設定する権利」が記載されています。「賃借権の設定等を受ける者」については、中間管理機構の公募に対して、応募をされている方となっております。「賃借権の設定等を受ける土地」については、今月の農地利用集積計画（案）で中間管理機構へ利用権の設定を行っている農地となっております。今後の流れですが、この配分計画（案）について、市に意見を報告し、市から中間管理機構へ回答されます。その後、埼玉県知事が認可、公告することで農地の貸し借りが設定されます。期間的には、県の審査期間が38日間、配分計画の縦覧期間が14日間となっていることから、10月上旬以降に賃借権等が設定されるものとなっております。以上で、議案第5号 農用地利用配分計画（案）についての説明を終了させていただきます。</p>
議長	<p>以上で、事務局の報告が終わりましたので、委員の退席をお願いします。</p> <p>（委員の退席）</p> <p>それでは、ただいまの報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第5号 農用地利用配分計画（案）について、事務局の報告のとおり、同意することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、農用地利用配分計画（案）については、同意することに決定いたします。</p> <p>委員の入室をお願いします。</p> <p>（委員の入室）</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より</p>

	諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の確認
	についてでございますが、これは市街化区域内農地を自己用として、
	転用を行う場合に届出をするものです。市街化区域内農地の転用に
	ついては、許可するのではなく、受理したことの証明を通知します。
	従いまして、皆様の調査も審議もございませんので報告とさせていただきます。
	ご覧のとおり、住宅敷 1件、店舗併用住宅敷 1件
	でございました。ご確認の程、宜しくお願いします。
	報告事項2 農地法第4条第1項第9号の規定による届出書の確認
	についてでございますが、これは耕作を行う者が、農業用施設用地
	として農地を使用する場合、面積 2アール未満までについては、
	農業委員会へ届出を行うこととなっているものです。届出になります
	ので、皆様の調査も審議もございませんので報告とさせていただきます。
	今回、農業用倉庫の老朽化に伴い、倉庫の立替えを検討し
	ている中、改めて土地を調査したことで判明し、現況に合わせるため、
	農業用倉庫敷として届出を行うものです。
	報告事項3 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認
	についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移
	転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。市街化区域内農地
	の転用については、許可をするのではなく、受理したことの証明を
	通知します。従いまして、皆様の調査も審議もございませんので報
	告とさせていただきます。ご覧のとおり、住宅敷として5件、進入
	路敷 1件、共同住宅敷 1件でございました。ご確認の程、宜し
	く宜しくお願いします。
	報告事項4 農地法第5条の規定による届出の取消しについてで
	ございますが、これは、4月7日に受理した案件で、今回、譲受人の
	人数が1名から2名に変更することから、届出の取消を行なったも
	のです。
	報告事項5 農地法第18条第6項の規定による通知についてで
	ございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合
	意の解約や農地転用申請に関する解約となりますが、13件ござい
	ました。
	報告事項6 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、
	これは県許可のありました7月分でございます。右側の備考欄をご
	覧頂きたいと思いますが、4条 1件、5条 7件ございました。
	① 令和3年度 農業委員会研修会の開催について
	② 9月の定例農業委員会について

	③ 農地相談会について
議長	(発言なし)
	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和3年 8月 25日</p> <p>会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____</p>	